

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡広域都市計画盛岡駅前北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和57年条例第9号）第5条	公益上必要な建築物の特例許可	建築指導課

- 1 審査基準は、別添の都市計画法及び建築基準法の一部改正について（昭和56年10月6日付け計民発第29号・都計発第122号・住街発第72号・建設省計画局長・建設省都市局長・建設省住宅局長通達）記の8の（8）に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準審査基準は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。

別添

昭和56年10月6日
計民発第29号
都計発第122号
住街発第72号
建設省計画局長
建設省都市局長
建設省住宅局長通達

都市計画法及び建築基準法の一部改正について

略

記

1 から 7 略

8 (1) から (7) 略

(8) 学校、公民館、図書館、派出所、郵便局、日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社が公衆電気通信事業の用に供する建築物、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）又は熱供給事業法（昭和47年法律第88号）によって規制されている施設、駅舎等の鉄道・軌道施設、自動車ターミナルビル、流通機構上重要と認められる営業倉庫、上屋であって公益上必要な施設については、地区計画の趣旨をも考慮しつつ、それぞれの業務に支障を生ずることがないように、条例の制定に当たって制限の適用の対象外とすることを含め十分な拝領を行うとともに、また、これらの施設のうち用途上又は構造上やむを得ないと認められるものについては、建築基準法施行令第136条の2第8項に規定する例外許可による適用除外を行うことにより対処すること。